

高校公民科教育における社会意識形成と法教育の実践

The Practices and The Subjects in Relationships among Social Norms
and Law-Related Education in High School Civics Education

阿部英之助

ABE Einosuke

(和歌山大学教育学部)

【抄録】

昨今教育現場では生徒指導を厳密化し、子どもたちの規範意識を「ゼロ・トレランス方式」や「道徳教育」で示していく傾向が進んでいる。そのような厳罰化が進められる背景には、中高生の規範意識の低下が指摘され、これまでに中央教育審議会の答申での指摘や2005年「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム」がまとめられ、2006年の学校教育法改正では「教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずる」(第6条)ことなど規範意識をはぐくむことが示されている。さらに少年犯罪の低年齢化などにもあいまって、法教育の視点(法の意義についての理解・法規に基づき善悪の判断・法的な価値の尊重)を導入することも求められている。とりわけ、法意識などの法教育は、これまで高校教育の現場とりわけ公民科においては多くの教育実践がある。ここでは、高校生たちの法意識とそれに伴うフィールドワーク教育を含めた授業実践を通じて高校生における法教育による規範意識形成の在り方について考えていきたい。

【キーワード】 法教育・公民科・法社会学・シチズンシップ教育・社会意識

1、はじめに ～規範意識とゼロトレランス～

2014年6月に、大阪市教育委員会は子どもの問題行動に対し、具体的な指導案の内容をまとめた。そこでは、一定レベルを超える悪質な問題行動を繰り返す児童・生徒を在籍する市立学校から引き離し、1カ所に集めて指導する「特別教室」を新たに設けるという(朝日新聞2014年6月9日)。そこでの一定のレベルとは、校内暴力、非行、著しい授業妨害などが想定されている。具体的には、「問題行動の5段階」として、「レベル1」(無断欠席や遅刻、反抗的言動、服装、頭髪違反)「レベル2」(暴言・賭け事・授業妨害・器物破損行為)「レベル3」(暴力・暴言・脅迫・強要行為・無免許運転・喫煙・著しい授業妨害)「レベル4」(激しい暴力・恐喝行為・危険物所持・窃盗行為)「レベル5」(極めて著しい暴力・凶器の所持・強盗行為)などに分類されている。とりわけ、「レベル4」と「レベル5」に該当する場合、特別教室で指導され、その際、出席停止や警察など関係機関へ連絡したうえで、行為の悪質さや周囲への影響の大きさなどを考慮して期間を定めるといふ。その一方で、問題のある子どもの安易な「排除」につながるの批判もある。また、2012年には文部科学省が、いじめのうち刑罰法規に抵触する行為につい

て通知を出すなど、児童・生徒への法的措置を求める動きも出てきている¹⁾。

この背景には、2011年の「大津市中2のいじめ自殺事件」による対応もあるが、2005年の「新・児童生徒の問題行動対策重点プログラム」や、それに応えた2006年の国立教育政策研究所『「生徒指導体制の在り方についての調査研究」報告書—規範意識の醸成を目指して—』において、米国流『ゼロトレランス』(寛容度ゼロ指導)を下敷きに文部科学省が生徒指導厳格化の方策をまとめている。そこでは、生徒指導体制の見直しと規範意識の醸成が示され、特に小中学校に対し、問題ある児童生徒への出席停止措置について強い調子で促している。

また、東京教育委員会では対象の範囲を小中学校から高校へ拡大しようとしている。2013年に基本的なルール・マナーの理解や実践力の向上を図るための「生活指導統一基準」を導入し、2015年には全都立高校で実施するという。生徒の規範意識や公共の精神を高めることをねらいとする一方で、生徒への懲戒処分内容を含めた「特別指導の指針」を策定している(表1)。

「生活指導統一基準」導入の背景としても「規範意識の低下」が挙げられている²⁾。しかし校長や現場教師からは「生徒との信頼関係を損ないかねない」との声

表1 「特別指導の指針」

問題行動	対応	指導内容
自転車二人乗り、自転車の暴走行為	説諭、訓告	矯正指導 面接指導 カウンセ リング
授業妨害、暴言、器物破損	説諭、訓告、 停学	
携帯電話やネットによる誹謗中傷	訓告	
飲酒、喫煙等の行為、窃盗(万引き など)、定期考査等での不正行為	停学	
「威圧行為」「いじめ」等の行為 覚せい剤やシンナー等の薬物使用	停学、退学	
傷害、恐喝、放火	退学	

(資料)「生活指導統一基準」より作成

も上がっているものの、「子どもに対して寛容さゼロ」の「生徒指導」といった学校教育の厳罰化が進んでいるといえる。

この「ゼロ・トレランス方式」(zero-tolerance policing)は、「寛容さなしの生徒規範律指導」ということです。暴力、いじめ、麻薬、アルコール、教師に反抗などの重大な規律違反に対しては、その理由の如何を問わずに、“寛容さなしに”規則に従って、放校を含む毅然とした処罪措置をするという方式です³と指摘される厳しい生徒指導である。ある意味ではわかりやすい論理として支持を得やすいが、教育的な可能性を持った子ども達を否定する余地も指摘される。さらには、子ども達の教育を受ける権利や「子どもの権利条約」と関係性について考えるならばより慎重に教育現場で対応する必要があるといえる。

本論文では、昨今教育現場の指導が厳密化するなかで、子どもたちの規範意識を「ゼロ・トレランス方式」や「道徳教育」などによって対処法的なものを示すのではなく、法的根拠や法意識を育む中で再度構築する必要があると考える。なぜならば規範意識の低下の背景には、他者への理解や尊重そして共同・共生などの意識付が十分に行われてない現れとして、フランスなどではヨーロッパ市民になるための時間として「市民教育」(シティズンシップ教育)が強化されているからである。日本では、「シチズンシップ教育」は、積極的に社会参加するための能力と態度を育成する実践的な教育が目指され、議論、体験、行動を通して学びによって模擬投票、模擬裁判が行われている。ここでは、高校生たちの法意識と公民科教育での実践授業を通じて高校生規範意識形成とシチズンシップ教育の可能性とその在り方を考えていきたい。

2、高校たちの憲法意識

2014年3月、日本高等学校教職員組合(日高教)では、『憲法を守り生かす』という2012年度高校生一人の憲法意識調査の結果を報告した⁴。特にこの報告書が評価できるのは、1977年から4～5年に一度、「高校生の憲法意識調査」を行なってきた点である。その一部を紹介したいと思う。

(1)憲法の学びについて

「憲法をどの程度読んだことがあるか」という項目では、これまで憲法を「読んだことがない」という回答が増える傾向がみられていたが、1987年以来減少に転ずる結果となり、高校生の約97%が、憲法を学んでいるものであった。憲法を初めて学んだ時期を見てみると前回と比較すると、小学校は微増、中学校・高校では変化がなく、「学んだことがない」は、4%台から2%台へととなり、高校生の96.8%がなんらかの形で憲法を学んでいることがわかる。

(2)基本的人権について

憲法第11条の基本的人権に関する項目では、「基本的人権が尊重されている」と答えた生徒は、1977年の調査開始以来ずっと2割に達していなかったが、今回初めて25.3%と2割台を大きく超える結果となった。また、1992年から選択肢を若干変えているが、「尊重されていない部分もある」と「全く尊重されていない」を合わせた割合が5割～8割で推移しており、半数以上の高校生は、依然として基本的人権が尊重されていないと感じていた⁵。

第13条の「幸福追求権」については、「尊重されている」と答えた生徒は、26.4%にとどまったのに対し、「(尊重)されていない部分がある」と「まったく尊重されていない」を合わせると44.1%という結果であった。

第14条の「法の下での平等」に関してとりわけ「差別」については、差別が「ある」「どちらかといえばある」を合わせると、実に8割近くに達しており、多くの高校生が何らかの差別があると考えていた。具体的には「身体・容姿」が5割をこえ、「学力・学歴」、「人種・国籍」、「社会的身分」、「男女」も4割をこえる結果であった。また、「所得、賃金、収入」をあげた生徒も37.8%にのぼり、貧困と格差が拡大する中であって、苦しい家計の状況を生徒たちも実感していることが表われている。

第25条の「生存権」に関しては、「健康で文化的な生活」が保障されているかについては、「どちらかという」と含めて「思う」と答えた生徒は、半数をやや超えるにとどまり、「どちらかという」と含めて「思わない」生徒は30.6%という結果であった。

(3)政治参加と憲法改正

憲法に照らして、「今の日本社会に満足しているか」の項目では、「満足している」は22.8%にとどまり、「あまり満足していない」と「満足していない」を合わせると、約5割の高校生が、「わからない」も含めると8割近い高校生が、満足している状況にないことが明らかになった。

「18歳選挙権」の項目では「賛成」は前回20.4%から29.0%まで伸びているが、「反対」と「どちらともいえない」が合わせて5割を超えているものの、「反対」と答えた高校生が15.8%とこれまでで最も低く、最も

高かった1977年時43.4%の約3分の1にまで減少するなどし、少しずつ社会や政治への関心を高めていることが伺えた。

最後に「憲法改正の可否を問う国民投票」では、「賛成」が32.9%で、「反対」の13.4%を上回り、これは、「18歳選挙権」の「賛成」29.0%を若干上回っていた。しかし、「どちらともいえない」と「わからない」を合わせると、半数以上にのぼっており18歳選挙権とともに、憲法改正の国民投票について、高校生の主権者意識を高めていくことも課題である。

ここまで『憲法を守り生かす』の調査結果を見てきた。高校生の憲法に対する意識や憲法を通じて社会のまなざしを見ることができた。しかし公民科教育の現場では、憲法を通じた法教育や主権者教育を行うことの困難さが指摘されている。現職教員の普沢は、公民科教育でのディベート実践に対する保護者からのクレームや進学校において視聴覚教材を使用することの困難さなどを紹介し、次のように公民科教育の現場を語っている。「生徒や保護者から望まれる授業は、教科書を万遍なく終わらせ、センター試験や私大受験を意識した受験に役立つ授業である。余計なものはやめてくれという声が、これまで蓄積された社会科教育を崩壊させている」⁶と、さらには大学生へのアンケートでは彼らが感じている公民科授業は「学生の回答は毎時間、プリントが配られ、そこには空欄があり、答えを埋めながら教員の解説聞く授業であったと回答している」、「公民系の授業は『受験に出るところを効率よく暗記する授業であった』という回答もあった」⁷と述べており、この授業感や教員感を払拭することが公民科教育法の課題であるという。

3、高校公民科教育における法教育実践

(1) 公民科教育における法教育

次に公民科教育においてとりわけ法教育に焦点をあわせて法教育の授業実践について見ていきたいと思う。

2001年の司法制度改革審議会意見書から始まった法教育は、2006年の教育基本法の改正を受け、2008年文部科学省の学習指導要領改訂案により、教育課程の中での法教育が明確に位置づけられた。改訂学習指導要領における「法教育」は、社会科・公民科、道徳、特別活動など多様な領域で学習することが可能になったが、その中心は社会科・公民科になっている。

特に、「現代社会」については、「倫理、社会、文化、政治、法、経済の内容にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて、人間としての在り方生き方についての学習や、議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題追究的な学習をより一層重視するよう改善を図る」とされている⁸。

一方で全国民主主義教育研究会は継続的な「法教育」研究に取り組んでおり、憲法教育の充実を図ることを主眼として研究を進めている。憲法の価値・考え方を子どもによりわかりやすく教えていくことも大切であ

るとしている。

矢吹は、2006年の段階において「現在の憲法学習は、(中略)一方的な知識教育となって」おり、「そのため憲法を自分自身のこととして習得することができず、自らシステムを構築するという認識が欠落する問題点が存在し、その結果、統治客体としての国民の育成しかできていない」としている⁹。その上で矢吹は、そのような現在の憲法教育の問題点を克服する思考型の教育として、法務省法教育研究会の示す法教育を提唱している。ここで示された法教育に関して4つの授業事例(中学校公民科的分野)として「ルールづくり」「私法と消費者保護」「憲法の意義」「司法」が示されている¹⁰。そこでの授業内容は、概念的、抽象的でかつ用語や数字などを覚えさせるような授業ではなく、具体的な事例を取り上げたものである。簡単に4つの授業例を紹介すると①「ルールづくり」では、地域で発生する可能性のある紛争として、ごみ収集や騒音について考え町内会規約を作成し、「みんなで合意」を目指すもの。②「私法と消費者保護」では、売買契約書を作成し、契約書作成の意義と契約自由の原則から悪徳商法や消費者法を理解する。③「憲法の意義」は、「みんなで決めて良いこと」「決めてはいけないこと」をクラスで話し合い民主主義と立憲主義の原則などを学び憲法の存在意義を論理的に展開する。④「司法」は、話し合いで紛争解決ができない場合に裁判が利用できることや紛争事例を取り上げての模擬裁判や裁判員制度などロールプレイを通じて、理解するものである。

(2) フィールドワーク教育と模擬裁判

ここでは、先に紹介した法教育研究会が示した4つの授業のうちの「司法」を中心に、筆者が中学校社会科及び高校公民科の非常勤講師をしていたときの教育実践を紹介し、法教育の授業実践を考えていきたい。

① 中学校社会科でのフィールドワーク

中学校社会科では、平和教育の一環として、神奈川県川崎市にある明治大学平和教育・登戸研究所に行き、フィールドワークを行った。これは、中学2年生で行う「歴史」ではなく、中学3年の平和教育の一環として実施した¹¹。事前に中学2年での太平洋戦争の歴史と戦後の憲法制定の背景などの学びを行い、再度憲法9条の意味を考えることを目的として実施した。生徒の一部には、軍事に詳しいものがいたが、戦争に対する知識は、映画や一部の記録写真からであり、実際に登戸研究所に展示してある「風船爆弾」の模型や電波兵器そして中国大陸で展開された経済謀略活動のための偽札を製造などに対しては、真摯にその様子を受けて止めていた。このように実物教育に対する効果は、フィールドワーク後の生徒の意見などから明確な憲法意識の変化が見られた。とりわけその後の授業では、すでに自衛隊が海外派遣されている中での自衛隊の位置づけや一方で自衛隊の災害・救援派遣される中で、救援組織としての規定と自衛隊法との関わりの中でど

のように判断すべきなのかなど、より具体的な事例から憲法解釈を現実社会との関わりを通して、討論することができた。

②裁判員裁判とディベート

次に高校3年での「現代社会」での「裁判員制度」に関する授業実践をみていく。2009年から実施されている「裁判員制度」の授業は憲法教育を理解するうえで導入としてやりやすい授業であるといえる。資料として模擬裁判として実際に使用した台本をしめしておく(模擬裁判用プリント1)。

授業内容としては、事前に「裁判員制度」に関する映像資料を見たうえでその結果を生徒が2つのグループに分かれてディベートするものである。

ここで、事前に見せる映像資料はNHK「裁判員制度」である。その内容は公園でのある殺人事件を巡って個々の裁判員が刑罰に対して厳罰を求めるに対して実際の判例での量刑との違いや状況証拠がないなかでの判決や裁判員のみならず判事の苦悩なども描かれているものである。とりわけ、生徒たちは、自分自身が裁判員になった場合のみならず量刑の判断、懲役と禁固そして執行猶予などの判断基準などについて大いにディベートとして盛り上がる映像教材として活用することができた。

この模擬裁判の授業は、多くの学校で中学社会科・高校公民科を問わず実践されている。しかし、一番の課題は、授業時間数が限られており、効率的な授業展開を目指す必要がある点である。

模擬裁判の授業のポイントは、生徒自身が自ら考えて検察官と弁護人間での争点を考えさせる点であり、さらには弁護人・検察官の主張を比較する中で、自分たちの主張を述べさせるものである。そして、最後に判決を出す、同時に実際の判例を示すことで、その判例をじっくり読み、法の解釈・理解も行うものである。

とりわけ裁判員制度は、司法を身近に感じてもらうのと同時に、司法に参加することで私たちの声が司法に反映されるのも目的である。そして、「裁判は公平な第三者が公正な法に則り議論を踏まえ判断を行うもの」であり、「裁判員制度の目的とねらい」もあわせて理解することが必要である。

〈授業の流れ・1限目〉

- ・被疑者が逮捕されてから起訴され、被告人となり裁判の判決が出るまでのプロセスを理解し、それぞれの権利について確

【模擬裁判用プリント 1】

1. 公判前準備手続 (こうはんぜんせいりてつづき)	
検察官、検察官、弁護人、	あらかじめ争点や証拠を整理、審判計画を立てる。
2. 審理 1 日目	
1. 被告人 入道 被告人及び被告人の弁護人等が被告人を起訴する事件	
2. 検察官 起訴状朗読 公訴事実 被告人は平成21年9月20日 午後7時頃 江東区有明1丁目7番11号 青葉駅構内において	第1 山川尚登(やまかわ なおただ)さん 当時27歳に対し 殺意を持って 携帯していたナイフで その胸筋を突き刺し その場内において被告人を 出血性ショックにより死亡させた
	第2 遺棄その法定当量による場合でないのに 前記ナイフ 刃の部分の長さ12cm を携帯していた
	第3 遺棄その法定当量による場合でないのに 前記ナイフ 刃の部分の長さ12cm を携帯していた
3. 被告人 罪状認否	ナイフで刺したことは間違いない。しかし妻とおなかの中の赤ちゃんを守るため このままでは自分たちの身が危ないと思ったから 起訴状では被告人に殺意があったとされているの点についてはどうですか?
検察官	あの時は無防備だったので 殺すつもりがあったのではないかと 言われればそうかもしれない。
被告人	被告人が山川さんを死亡させたことは争わない。法的に見て遺棄があったということも争わない。被告人は自分と妊娠中の妻の身を守るために 山川さんを刺したのであり 正当防衛が成立する *【違法性阻却事由】
	したがって 起訴状の第1の事実 山川さんを死亡させた点については 被告人は無罪 第2の事実 ナイフを正当な理由なしに携帯したとの事実も争わない
4. 検察官 冒頭陳述	
検察官	証拠によって証明しようとする 本件の争点部分は 被告人・五十嵐雄男は 妻・綾さんと映画を見ての帰り 電車に乗ろうとし 乗降口付近に立っていた被害者・山川尚登さん に対し、「じゃまだ」と言った。被告人 綾さん 山川さんが青葉駅で下車した 山川さんが被告人と綾さんに暴力をふるった。その後山川さんは 立ち去ろうとした 被告人は山川さんの首筋に激しく怒って 立ち去ろうとしていた山川さんが振り返った時に ナイフで その胸筋を刺し 殺害した
弁護人	正当防衛を主張しているが 正当防衛は 自分たちの身に危険が差し迫った状態で やむおえず身を守るために 反撃した場合のみ成立する 山川さんは立ち去ろうとしており 被告人が刺した時点で 山川さんが被告人やその妻に 暴力をふるう恐れはすでになくなっていたのだから 正当防衛が成立する余地はない
5. 被告人 冒頭陳述	
被告人	被告人は青葉駅で 山川さんに脅威から突き刺さされ 妊娠中の妻に対して暴力を振るわれるなどされ 被告人が反撃しなければ その後も山川さんは暴行を続けかねない状況にあった 被告人は山川さんからさらに暴力を加えられるという危険が差し迫った状態で 自分や妻の身を守るために やむおえず山川さんを刺したので 被告人の行為は正当防衛のなにもでもありません
検察官	これは被告人が本件で使用したナイフですか これは被告人の所有物ということで実証しませんが 間違いないですね
被告人	

7. 証人 検察官	
証人 佐伯	平成21年9月20日 青葉駅で 被告人を目撃しました。ここに私の証言があります
検察官	あなたはどのあたりにいましたか。では被告人はどこにいましたか。距離はどのくらいでしたか
目撃者	このあたりです。10メートルぐらいです
検察官	どうして見たのですか
目撃者	きやーという女の人の悲鳴が聞こえたので 思わずそっちの方を見たのです
検察官	そしたら女の人が倒れていて もう一人男の人が男の人を倒ったり蹴ったりしていました
目撃者	倒れていたのはここにいる被告人ですか その時の位置関係はどうですか
目撃者	そうです 被告人がここにいる もう一人の男の人がこのあたりで女の人を倒れていたのはこのあたりです
検察官	もう一人の男の人が被害者の山川さんですね 山川さんはそれからどうしましたか
目撃者	被告人を蹴った後被告人になにか言いました。そうしたら被告人がナイフのようなもので山川さんを刺したのです
検察官	山川さんがなんと言ったかわかりますか
目撃者	「かっこ付けやがって」だったと思います
検察官	被告人にナイフで刺されるまで 山川さんはなぜと被告人を蹴ったり蹴ったりしていませんか
目撃者	いいえ
検察官	「かっこ付けやがって」と言ったあと、山川さんはどうしましたか
目撃者	被告人に背を向けて立ち去ろうとしていたように見えました
検察官	では山川さんにさらに被告人を蹴ったり蹴ったりする様子はないのですか 刺される被害者 人と山川さんがもしも言いになったということは有りましたが 被告人が山川さんを刺した時どのような姿勢でしたか
8. 証人 被告人 反証提出	
証人	被告人が刺す時山川さんが倒れたと思うと言ったが その時の二人の動きを見ていたのか
証人	その時通り人がいたので刺した時の動きは見えていない
弁護人	そもそも山川さんが被告人に背を向けて立ち去ろうとしていた事実もなかったのではないですか
証人	山川さんがいったん被告人に背を向けたことはまちがいありません
9. 審理 2 日目	
9. 証人 検察官	青葉駅で山川さんがあなたたちを追いかけたのですか。
証人	夫を突き飛ばし、夫は階段の下までころげ落ちていきました。起き上がろうとしている夫を殴る蹴るした。私も山川さんに突き飛ばされた。
検察官	その後の山川さんと被告人とのやり取りを見て言えますか。
証人	少しの間ボーとしてしまって、はっとして、見たときは夫が山川さんを刺すところでした。
10. 証人 弁護人	山川さんの暴行の理由はどうでした
証人	本当に腹しかったです 夫はなにも悪いことをしていないのに、
弁護人	被告人が山川さんを刺さなかったらどうなっていたと思いますか
証人	何の理由もなくあんなひどいことをする人だから 私たちが立ち上がれなくなるまでなぐるけるをしていたと思います
弁護人	被告人はあなたを守ろうとしていた
証人	そうです 夫は私とおなかの中の赤ちゃんを守るために山川さんを刺すしかなかったのです
11. 被告人質問 弁護人	
被告人	打ち所が刺せば死んでたかもしれない状況にあったのですか
検察官	はい 傷痕は今夕日で下まで7〜8cmありました 傷を守るためには山川さんを止めるしかないと 思った
弁護人	事件当日なぜナイフを持っていたのか
被告人	釣りが好きで、前から欲しいと思っていたナイフを買いました
弁護人	日ごろ腰刀に持っていたわけではなく、そっと買ったナイフを隠して持っていたということですか
被告人	そうです

12. 被告人質問 被告人 ナイフを持ったのはいつですか
 被告人 事件の前日です
 検察官 検察を覚悟してナイフをずーと練習していたのですか
 被告人 山川さんは暴行した被告人に「かっこつけやがって」と言ったのですか
 被告人 はい、覚えていません
 被告人 被告人は山川さんに悪く思われていたのですか
 被告人 悪く思われていたのではないかと
 被告人 悪く思われていたからといって、山川さんを刺したわけではありませんか
 被告人 はい、悪く思われていたからといって、山川さんを刺したのではないかと
 被告人 悪く思われていたからといって、山川さんを刺したのではないかと
 被告人 はい、悪く思われていたからといって、山川さんを刺したのではないかと

13. 検察官 被告人 被告人は山川さんが「かっこつけやがって」と言って立ち去ろうとしていたように見えた。そうしたら被告人が刺したと主張している。被告人も同じ質問山川さんとの距離は2mくらい離れていたと供述している。被告人や山川さんに暴力を振るうおそれはないので、正当防衛が成立しないことは明らかである。したがって被告人には殺人罪が成立する。本件で生じた結果は山川さんの死亡という取り返しのつかないものです。被告人はナイフを保持していた凶器は凶器であり、被告人が被告人の死亡という結果を生じたことにより、被告人の責任は重大です。被告人らに山川さんが暴力を振るったという事実を考慮しても、被告人の責任は重大です。本罪は被告人を懲罰するに当たり、持っていたナイフを没収するが相当であると考えます。

14. 山川 被告人 やさしい字だった。被告人を出発するだけ重い刑にして頂きたい。

15. 被告人 被告人 山川さんはなんら悪くない。被告人や山川さんに対して悪意を持って暴行を加えた。当時山川さんがそうとうに興奮していたことも容易に想像できる。被告人が凶器を出なければその時山川さんが暴行を加えていた可能性は十分に有る。被告人は自分と山川さんの間に今だ距離が保たれている状態で自分たちを守るためやむを得ず山川さんを刺したものである。なお被告人と被告人との間には被告人が被告人を見えぬ状況にあったことなどから山川さんが立ち去ろうとしていたと被告人の主張は信用できない。正当防衛が成立することは明らかです。よって山川さんを死亡させた点については検察を主張いたします。

16. 被告人 被告人は前にお聞きください。最後に述べておきたいことはありますか。どういふ人権を奪ってしまった事実に変わりない。その重みを胸にしっかりと刺さって生きていきたい。家族が支えてくれます。

17. 判決 被告人 被告人を懲罰5年以上に処す。未決押解日数のうち90日をその刑に算入する。併せてあるフィクションナイフ1本を没収する。

判決理由

被告人 判決 199条 5年以上、無期、死刑 有罪併罰合計は2年以上5年以下
 (特別な情状がある場合は 2年0ヶ月までとすることが出来る。執行刑は懲役3年以下の刑まで)

被告人 ナイフの没収 銃砲刀剣類所持等取締法違反 31条の18 第3号 22条2年以下の懲役30万以下の罰金

【模擬裁判用プリント 2】 組 番 氏名

1. この裁判で 検察官と弁護人との間の争点はどのような点か？

2. 違法性阻却事由であるその概念とは、どのような場合に認められるのか？

3. この事件で 被告人が山川さんを刺した時 どのような状況だったのか？

4. この事件の争点について 弁護人はどのような主張なのか？

5. この事件の争点について 検察官はどのような主張なのか？

6. この事件の争点について 貴はどのように考えるのか？その理由は？

認する。
 ・立候補または指名で配役を決め、【模擬裁判プリント1】を配布し、読み合わせを行っていく。
 ・机の配置を変更し実際の法廷をイメージした机の配置を行う。配役以外の生徒は、裁判員として、これから行うロールプレイに参加し、グループで判決を出す方法と各自が判決を出す方法の2通りのパターンを示す。

〈授業の流れ・2 限目〉
 ・模擬裁判を行う。配布資料の他に、検察官及び弁護人（被告人）の主張や証人尋問、被告人質問などの別紙の用紙に記入し、裁判の論点を整理させる。

〈授業の流れ・3 時限目〉
 ・2・3 限は連続授業で組むのが良い。
 ・この模擬裁判の感想を記入し、各グループでの判決について票数を取らせて、各グループの判決と個人で出した判決の違いやその意見の相違などをディベートを行う。

以上の授業を行うが、ディベート次第では3時間で終わることなく4時間になったときもある。生徒自身は、「有罪・無罪」の判断の難しさ、自分の感情に流されてしまうもの、裁判員制度で身近に裁判を感じる事ができ、より人とは何かを考えさせられる生徒もいた。その後には憲法に対する意識やメディアで示される裁判の判決などに対して興味をわくものである。また、この延長に法廷での裁判傍聴なども入れるよりリアリティある学びとして位置付けることもできる。

③労働基準法とアルバイト
 最後により具体的事例として比較的短時間で法律を理解できる授業として「アルバイトと労働基準法」の話がある。これまでに様々な学校現場においてアルバイトを通じた労働環境や労働意識などを題材としている実践があるので、ここでは簡単に触れていく。働いている時給（最低時給賃金の問題）や有給休暇の取り方、雇用条件通知書を交わすことの意味や給料支払い4原則、整理解雇と退職勧奨の違いなど個々の状況を設定したうえで示していくことで、労働者の権利意識と労働の義務を学ぶことができる。
 また、「いまの若者たちは昔と比べて労働意欲が低下している」「いまの若者には労働経験が不足している」などの批判があるが高校生の2人に1人、大学生の5人に4人がアルバ

【模擬裁判用プリント 3】

§1、刑法199条 殺人罪 人を殺したる者は 死刑又は無期若しくは5年以上の懲役に処す
 ＊5年以上 無期 死刑 有期懲罰は22年以下5年以上
 (特別な情状がある場合は 2年8ヶ月までとすることが出来る 執行猶予は懲役3年以下の刑まで)

203条 未遂 199条、202条の未遂罪は之を罰す
 43条 犯罪の遂行に着手し之を遂げざる者は其刑を軽減することを得但自己の意思に因り之を止めたときは其刑を減刑又は免除す

§2、殺人罪 構成要件 人を 故意をもって(故意に) 殺したるもの
 ①人に向けて ②故意をもって ③事続が揃えられ
 ④弾丸が発射され ⑤被害者に命中し ⑥被害者が死亡した

§3、未遂 構成要件 既遂犯の構成要件が認められない ①構成要件該当事実の實現に着手した
 ②しかし、それを遂げるにいたっていない

§4、争点
 1、系統は殺害できる能力を持っていたか否か
 ①系統の威力・性能 総延長1.11m
 ②傷の程度と命中した部位
 ③発射した距離
 ④薬きょうが落ちていた場所
 2、故意があったか否か
 ①被告人と被害者の口論の有無と程度
 ②兇器はどこに有ったのか?なぜロッカーに収納されていなかったのか?
 ③チョッキはどこに有ったのか?なぜタンクに収納されていなかったのか?
 ④チョッキのポケットになぜ薬包3発が入っていたのか?
 単身自衛4運搬なの
 ⑤実弾が装填されていたのか被告人が装填したか否か
 ⑥安全装置がかかっていたのか装填にはずしたか否か
 ⑦発射させた時の被告人の発音があったか否か?
 音のつもりだったか否か?
 「殺してやる」など

§5、検察官 弁護人 として争点にしたい問題

4、公民科教育とシティズンシップ教育の連携

冒頭で述べたようにシティズンシップ教育が高校の教育現場において実践されはじめている。このシティズンシップ教育とは、子どもたちが将来、市民としての十分な役割を果たせるように、近年、欧米諸国を中心に学校教育に導入されている。とくに、ニートといわれる若者の就業意識の低下、社会的無力感や、投票率の低下をはじめとする政治的無関心は、深刻な問題とされ、将来を担う世代に、社会的責任、法の遵守、地域やより広い社会と関わることを教えなければ、民主主義社会の未来はないとの危機感が広がってきたことも背景にある。この「シティズンシップ (Citizenship)」は、日本では、「市民性」と訳され、さらには「市民権」「公民権」などとも訳され、国籍や参政権に近い概念であったものが、「市民社会でいかに振る舞うか」といった概念へと広がってきている。

日本の公民教育 (Civic Education) では、政治や経済の仕組みを学習するに留まっているのに対して、英国の市民教育 (Citizenship Education) では、そのシステムに参加するスキル、考え方、コミュニケーションについても学習する。たとえば、社会の問題を解決するために、どこから情報を仕入れ判断し、どのような手段 (政治・ボランティアなど) を

用いるのか、どのようにして他者と合意形成を行うのか、どのようにして相手を説得するのか、といったより現実的な社会参加・政治参加を学習するものである。

話を最初に戻すと、昨今学校教育現場での厳密化や生徒の規範意識の欠如さらには「道徳の教科化」や高校への「道徳」の導入といった動きが盛んになっている。『ゼロトレランス』によるやり方は、短期的にはある程度の効果はあるだろう。しかし厳密化すればするほど個々の場合の解釈基準の明確化などへと議論が矮小化する危険がある。そのようなやり方ではなく、再度、中学社会・高校公民科などでの法教育やシティズンシップ教育をより実践し、積み上げていくことが重要であると考えられる。そこには、今まで行ってきた学校教育での法教育の問題も指摘できよう。条文暗記ではなく生きた法律解釈や実践から学び取ることがより効果がある。今後、中学社会科と高校公民科などでは、より複雑な現代社会の在り様をいかにしてリアリティある学びとして転換していくのか、それが今後の大きな課題である。

話を最初に戻すと、昨今学校教育現場での厳密化や生徒の規範意識の欠如さらには「道徳の教科化」や高校への「道徳」の導入といった動きが盛んになっている。『ゼロトレランス』によるやり方は、短期的にはある程度の効果はあるだろう。しかし厳密化すればするほど個々の場合の解釈基準の明確化などへと議論が矮小化する危険がある。そのようなやり方ではなく、再度、中学社会・高校公民科などでの法教育やシティズンシップ教育をより実践し、積み上げていくことが重要であると考えられる。そこには、今まで行ってきた学校教育での法教育の問題も指摘できよう。条文暗記ではなく生きた法律解釈や実践から学び取ることがより効果がある。今後、中学社会科と高校公民科などでは、より複雑な現代社会の在り様をいかにしてリアリティある学びとして転換していくのか、それが今後の大きな課題である。

話を最初に戻すと、昨今学校教育現場での厳密化や生徒の規範意識の欠如さらには「道徳の教科化」や高校への「道徳」の導入といった動きが盛んになっている。『ゼロトレランス』によるやり方は、短期的にはある程度の効果はあるだろう。しかし厳密化すればするほど個々の場合の解釈基準の明確化などへと議論が矮小化する危険がある。そのようなやり方ではなく、再度、中学社会・高校公民科などでの法教育やシティズンシップ教育をより実践し、積み上げていくことが重要であると考えられる。そこには、今まで行ってきた学校教育での法教育の問題も指摘できよう。条文暗記ではなく生きた法律解釈や実践から学び取ることがより効果がある。今後、中学社会科と高校公民科などでは、より複雑な現代社会の在り様をいかにしてリアリティある学びとして転換していくのか、それが今後の大きな課題である。

＜参考文献＞

国立教育政策研究所『規範意識をはぐくむ生徒指導体制』、東洋館出版社、2008年
 全国民主主義教育研究会『主権者教育のすすめ』、同時代社、2014年

日本高等学校教職員組合『憲法を守り生かす』、2014年
 平和・国際教育研究会『高校生からの「憲法改正問題」入門』、
 平和文化社、2013年

注

- 1 過去の実例として挙げられたいじめの犯罪行為として、○同級生の腹を繰り返し殴ったり蹴ったりする(暴行)○プロレスと称して押さえつけたり投げたりする(同)○学校に来たら危害を加えると脅す。同様のメールを送る(脅迫)○校内や地域の壁、掲示板、インターネット上に実名を挙げて、「万引きをしていた」「気持ち悪い」などと悪口を書く(名誉毀損、侮辱)○顔を殴打し、あごの骨を折るけがを負わせる(傷害)○断れば危害を加えると脅し、汚物を口に入れさせる(強要)○断れば危害を加えると脅し、性器を触る(強制わいせつ)○断れば危害を加えると脅し、現金などを巻きあげる(恐喝)○教科書などの所持品を盗む(窃盗)○自転車を故意に破損させる(器物損壊など)○携帯電話で児童・生徒の性器の写真を撮り、インターネット上で掲載する(児童ポルノ提供など)
- 2 平成23年度『都立高校白書』によると、都立高校生の素行に対する苦情が平成19年の27件から平成22年の66件増加している点や都立高校生の規範意識が低下していることに対して回答者の7割が感じていることが示されている。
- 3 加藤十八『ゼロトレランスー規範意識をどう育てるか』、学事出版、2006年、P4
- 4 全国の公立高校生・障害児学校高等部生を対象に28道府県4政令市144校、12,480が回答している。
- 5 補問では、「どのような所で尊重されていないと感じていますか」では、「生活する環境」が48.4%で、次いで「学校」が45.4%という結果であり、多くの高校生が基本的人権について、十分に保障されていないと感じている結果である。
- 6 菅澤康雄『いま学校で何が起きているのか』『主権者教育のすすめ』p10、2014年
- 7 同上
- 8 中央教育審議会・教育課程審議会「社会科、地理歴史科、公民科の現状と課題、改善の方向性」
- 9 矢吹香月『『法教育』の意義と課題』岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要22号、2006年、P156
- 10 法教育研究会『はじめての法教育』ぎょうせい、2005年
- 11 登戸研究所は、戦前に旧日本陸軍によって開設された研究所で、秘密戦兵器・資材を研究・開発しており、秘密戦の中核を担っており、軍から重要視された研究所であった。終戦とともに閉鎖され、1950年代に登戸研究所跡地の一部を明治大学が購入し、残された研究所の建物を利用して作られたのが、「明治大学平和教育登戸研究所資料館」となっている。